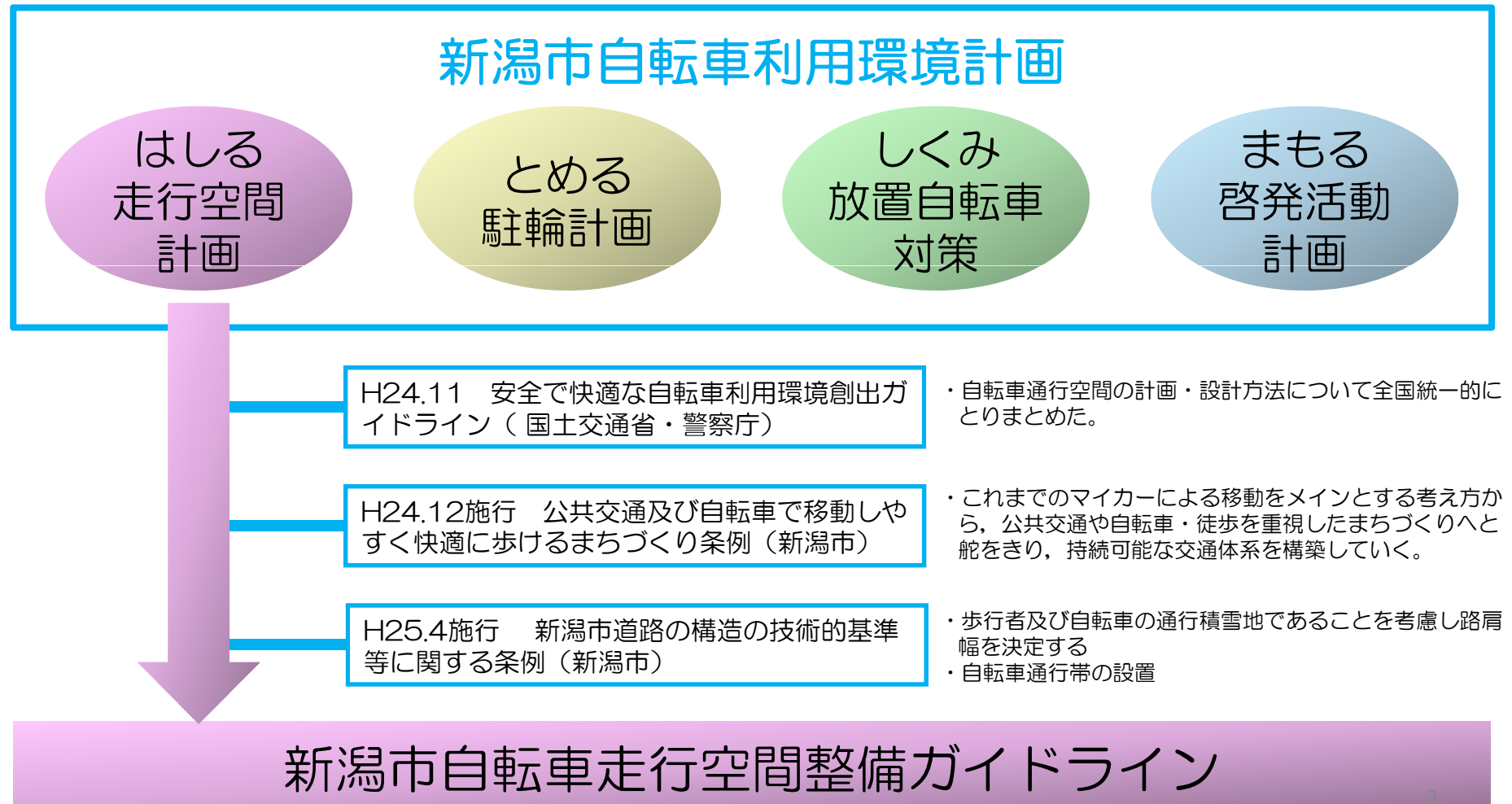


3-(5)

新潟市自転車走行空間整備 ガイドラインの修正について

新潟市自転車利用走行空間ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、「新潟市自転車利用環境計画」の「はしる走行空間計画」において、新潟市内の自転車走行空間の統一的な整備を図るために策定したものである。



※本ガイドラインは、今後得られる技術的な知見や法制度の改正等がある場合はその内容を踏まえ、順次改訂していく。

経緯

新潟市自転車走行空間整備ガイドライン（案）

第1回推進委員会（H25.5.22）

第1回有識者懇談会（H25.9.3）

新潟市自転車利用走行空間整備ガイドライン（修正案）

必要に応じて、第2回推進委員会、第2回懇談会の意見を踏まえ修正

主な修正内容

第1回推進委員会の意見および有識者懇談会の意見を踏まえ、修正した。以下に主な修正点を記す。

- ①物理的分離2万台の消去
- ②矢羽根の大きさは当面75cmを標準
- ③路面表示は夜間・雨天対応を検討
- ④整備済み箇所での走り方の啓発方法（チラシ配布）
など

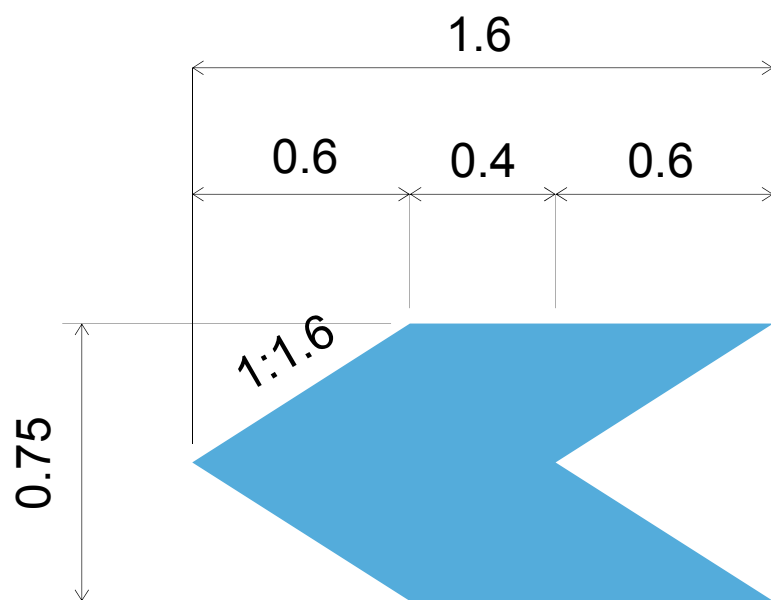
①物理的分離 2万台の消去

- 当初は、自動車の速度が50km/h以下でも自動車交通量が多い道路は、自転車の安全かつ快適な通行に支障を及ぼすと考え、自動車の交通量2万台/日以上を独自の基準として設けていた。
- 第1回委員会の意見を踏まえ、物理的分離の基準の2万台を消去



②矢羽根の大きさは当面75cm（以上）を標準

- 当初案では矢羽根型路面表示の幅を75cm（以上）で提案
- H25.9.3の有識者懇談会で複数の大きさの矢羽根型路面表示を設置した簡易実験を実施
- 協議の結果、当面は75cm（以上）で運用し、現在、（一社）交通工学会で検討中の内容を踏まえ、今後検討することとした。



矢羽根型路面表示の大きさ



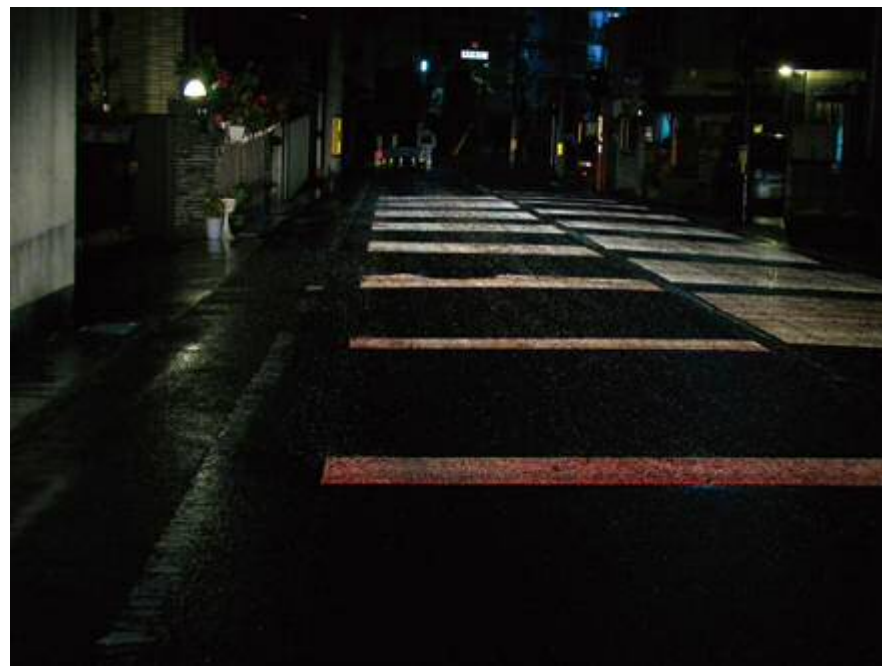
有識者懇談会の様子

③路面表示は夜間・雨天対応を検討

- 第1回委員会の意見を踏まえ、路面表示の夜間・雨天時の対応を検討
- 交差点部や狭窄部などは蛍光カラー舗装材を採用することとした。
- 今後、試験的に蛍光カラー舗装材を行い検証していく。



晴天時



夜間雨天時

④整備済み箇所の走り方の啓発方法

- 第1回委員会の意見を踏まえ、整備済み箇所の啓発方法を検討
- 自転車走行空間整備後に、整備箇所の走り方、自転車のルールに関するチラシを当該区間を通行する自転車利用者や周辺地域住民に配布し自転車利用に関する意識を高めていく。また、現地指導や交通安全教室、ホームページやSNSを利用し啓発活動をしていく。

(表面)

〇〇線(〇〇~〇〇)の自転車通行空間の整備が完了しました!

■位置図


■写真

 青色レーンを走りましょう!

■基本ルール
 自転車は道路の左側を走行するのが原則です。自転車は道路交通法上、軽車両として扱われ、車道の左側を走行するのが原則です。子どもや高齢の方、あるいは車道が危険な場合などは、歩道の車道寄りゆっくり(すぐ止まれる速度)進行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは一時停止しなければなりません。

●自転車の右側走行(逆走)は禁止
 車道の右側通行(逆走)は禁止されており大変危険

●路上停車車両がある場合
 不要な駐停車は控える
 前後左右の安全を十分確認し車道側を迂回
 バス停留所では、バスが発車するまで、バスの便で待機

●交差点を通行する場合
 横断歩道で自転車を押す場合は歩行者優先に譲り歩行者優先に譲り
 自転車は車道を走行する場合は車両用信号に切り替え

●クルマが自転車の横を通ずる場合
 自転車を追い越すときは安全距離を確保して下さい
 自転車は一列で走行し、並走しない

●自転車が歩道で通行できる場合とは?
 ・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転者の場合
 ・道路標識等で指定された場合
 ・安全確保のためやむを得ない場合

原則は車道の左側です!
 迷ったら押しチャリしよう。その瞬間からあなたは歩行者!

(裏面)

ルールを知って、ルールを守ることが自分を守ることにつながります。

●自転車は車の仲間
 自転車は法律で「車両等」とされ、「車の仲間」としてあつかわれることから、車と同じく、ルールを守って運転しなければなりません。ルールを守らずに事故を起こした場合、法律により、処罰を受けることがあるほか、相手に賠償する責任を負うこととなります。

●自転車の安全利用のために次のことを守りましょう。

1 自転車は車道通行が原則
 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。
 【罰則】3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

2 車道は左側を通行、右側通行は禁止
 自転車は道路の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行(逆走)は禁止です。
 【罰則】3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金(右側を通行した場合)

3 歩道は歩行者優先、車道よりを徐行
 歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
 【罰則】2万円以下の罰金又は料

4 安全ルールを守る

■飲酒運転は禁止
 【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

■二人乗りは禁止
 【罰則】2万円以下の罰金又は料

■並進は禁止
 【罰則】2万円以下の罰金又は料

■夜間はライトを点灯
 【罰則】5万円以下の罰金

■交差点での一時停止と安全確認
 【罰則】3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

■信号を守る
 【罰則】3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

5 子どもはヘルメットを着用
 児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。
 【罰則】3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

6 いろんな運転もやめましょう
 ○携帯電話を使いながらの運転 【罰則】5万円以下の罰金
 ○傘さし運転 【罰則】5万円以下の罰金
 ○イヤホンやヘッドホンで両耳をふさぎ、音楽などを聴きながらの運転 【罰則】5万円以下の罰金

7,500万円の賠償事例も 自転車事故の賠償に備え、保険への加入をお勧めします。

・個人賠償責任保険：自動車保険、火災保険など、他の保険の特約として契約することができる保険です。
 ・傷害保険：自転車での転倒など、日常での思わぬ事故による自分のケガに備える保険です。
 ・TSマーク付帯保険：自転車安全整備店で購入、点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険です。保険の種類は様々です、詳しくは保険会社・代理店、自転車安全整備店にご確認ください。